

(独)国際交流基金 ヒアリング資料

平成18年11月7日

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

(独)国際交流基金 概要

- **人員：** 役職員数 230名（2006年度）

- **組織：** 国内：本部、京都支部、日本語国際センター（さいたま市）、
関西国際センター（大阪府田尻町）
海外：18カ国に19事務所を設置

- **業務内容：**
 - **海外での日本語教育**
 - ・日本語教師の海外派遣
 - ・海外の日本語教師、外交官等専門家の訪日研修
 - ・日本語能力試験の実施、日本語教材の開発、寄贈 等
 - **文化芸術交流**
 - ・文化人の派遣・招へい、市民青少年交流の支援
 - ・造形美術、舞台芸術、映像出版等の各分野での文化交流 等
 - **日本研究・知的研究**
 - ・海外の日本研究者・日本研究機関の支援
 - ・知的リーダー間の共同研究や対話の促進
 - ・日米センター、日中交流センター 等

論 点

総論 外交ニーズ等への対応

各論① 日本語研修事業

各論② 文化芸術交流事業

各論③ 海外事務所運営事業

総論： 外交ニーズ等への対応

<外務省の見解>

- 外交政策上必要性高い分野限定
 - ・そもそも市場性の無い、外交政策上必要な分野での業務に限定して実施。
- 外交上の判断
 - ・外交上の必要性の判断を実施主体自らが行う必要があり、民間には不可能。
 - ・外交政策上の緊急の要求に対し、基金は計画変更等で柔軟に対応。民間では困難。
 - ・国・地域別に、人材育成、人脈形成等長期・継続的取組み、文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流を一体とした総合的取組みを行う必要があるが、民間では限界。
- 機密情報の取扱
 - ・外交上の高度なやりとり、情報(不開示情報を含む)を共有する必要があり、民間事業者これら情報を提供することは不適當。



<検討の方向性>

- 市場性の有無と、民間で担えるか否かは別の議論。
- 外交上の判断について、ガイドライン等を示すことにより、民間でも対応可能。緊急の要求についても、契約等で担保可能。
- いわゆる「みなし公務員規定」の適用により、機密情報の取扱は可能。
→どのようにしたら民間でも対応出来るかという観点から検討するべきではないか。

各論① 日本語研修事業（日本語国際センター、関西国際センター）

<外務省の見解>

○ 外交政策の一環

- ・海外への日本語普及政策。相手国政府からの要請・推薦に基づく事業。大半が基金による実施を指定。国内の国語政策とも連携。
- ・外交政策上必要な日本理解（我が国の外交政策等諸政策の意味・背景の適切な理解等）を促進。

○ 高度な専門性・ノウハウが必要

- ・民間での実績はほとんどない。海外の現職教師・外交官等が対象とした専門性・ノウハウを有した民間企業は見当たらない。

<検討の方向性>

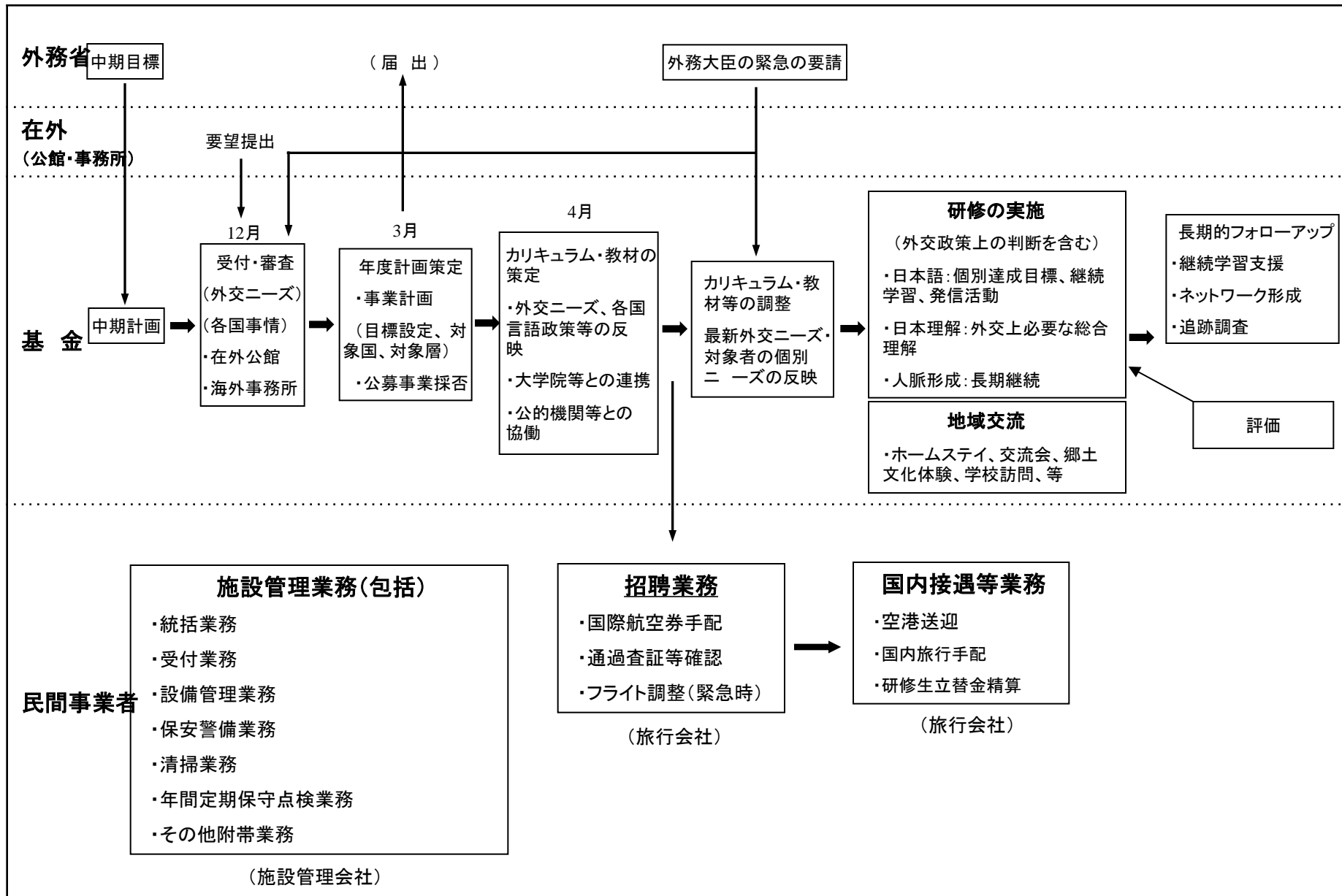
- 法に基づき民間委託される場合でも、最終的に責任を負うのは基金であり、外交政策の一環。

- これまで基金が実施してきたために民間の実績がない。当該研修を実施したいとする民間も存在。

→官民競争入札を実施し、民間との間で「サービスの質」と「コスト」の優劣を競うべき。

例えば、日本語研修業務のうち、受付・審査、年度計画策定以降の業務について、官民競争入札の対象としてはどうか。

日本語研修



各論② 文化芸術交流事業

<外務省の見解>

○ 外交政策の一環

- ・基金は文化芸術全分野にわたり、国・地域別の違いを踏まえ、バランスのとれた日本理解を促進。
- ・国として紹介するにふさわしい日本文化を厳選。

○ 民間活用・支援がベース

- ・民間交流の全体像を把握しつつ、国地域別にその濃淡に応じた事業を実施。
- ・外交政策上の判断が生じない事業の実施部分は全て民間へ委託済。

○ 相手国政府からの便宜

- ・事業実施許可、検閲、課税等に対して様々な便宜を享受。

<検討の方向性>

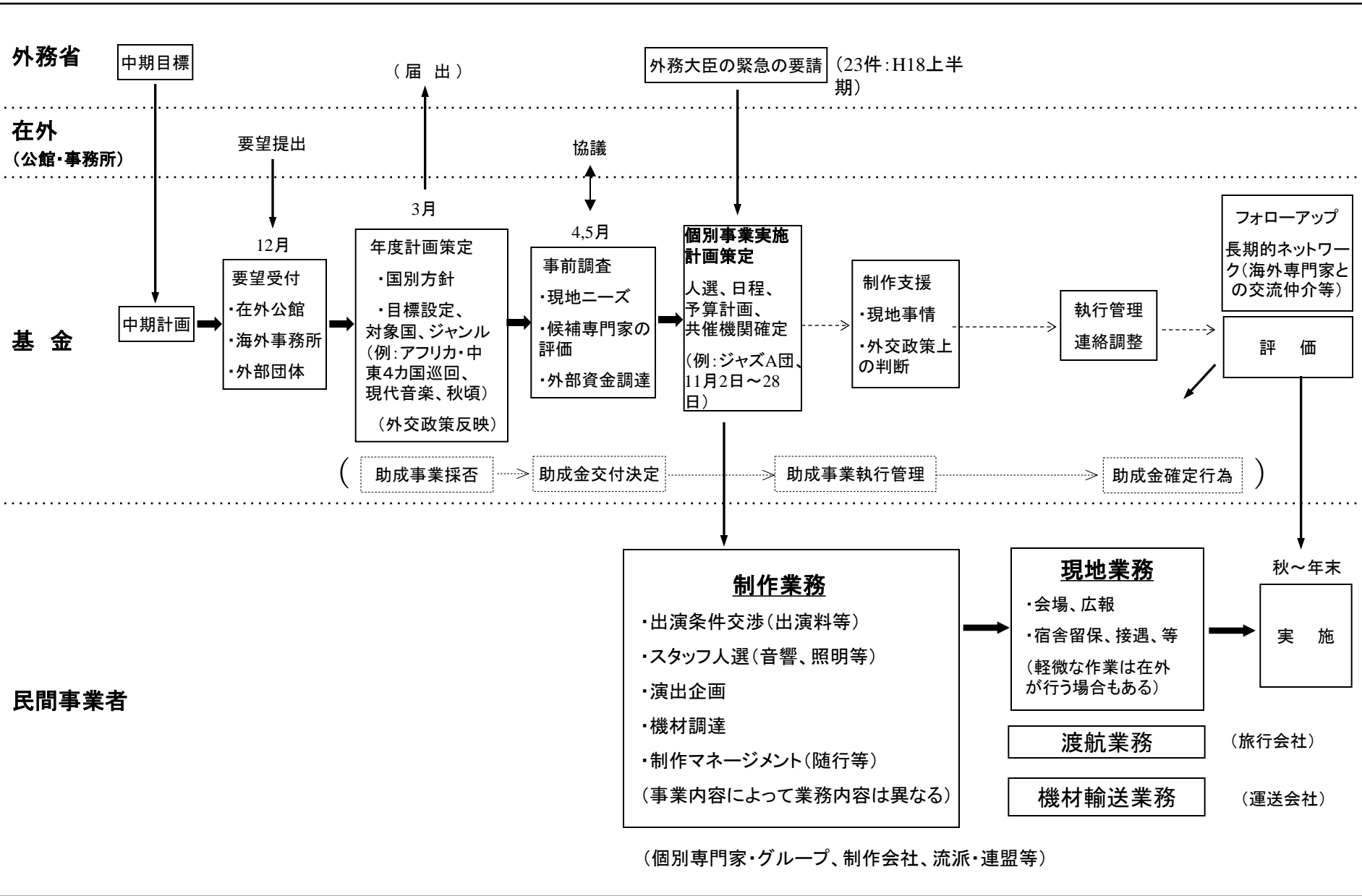
- バランスに配慮した文化芸術事業は民間でも可能。バランス面もサービスの質と捉え、民間と競争してはどうか。

- 創意工夫が生かされるよう、ある程度大括り化して民間に委託してはどうか。

- 法に基づき民間委託される場合、相手国政府との関係上、最終的に責任を負うのは基金であり、便宜の享受は可能ではないか。

→ 文化芸術交流事業のうち、要請受付・年度計画策定以降の業務について、官民競争入札の対象としてはどうか。

文化芸術交流



各論③ 海外事務所運営事業

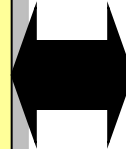
<外務省の見解>

○ 機関としての地位(ステータス)

・相手国より外国政府機関(それに準ずる)としてのステータスを得ているが、民間では不可能。

○ 在外公館と一体

・基金の海外事務所の運営業務は、在外公館と一体となった体制による運営を行っているため、基金の事務所のみを切り離すことは困難。



<検討の方向性>

○ 法に基づき運営を民間委託するのであって、海外事務所自体は基金の事務所。

○ 民間の在外拠点・ネットワーク等の活用し、基金の海外事務所の運営を効率化できるのではないか。

→(独)国際観光振興機構等の拠点と一体的に民間開放することにより、より効果的な展開が期待されるのではないか。

海外事務所運営

